

奈良県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年六月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十一号

奈良県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

奈良県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十三年二月奈良県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項の表貸付区分の欄の一中「二十人以下」を「二十人」に、「常時使用する従業員の数が五人以下」を「五人」以下に改め、同表利率の欄中「年〇・四五パーセント」を「年〇・三五パーセント」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の奈良県中小企業高度化資金貸付規則の規定により貸付けの決定を受けた中小企業高度化資金については、なお従前の例による。